

丸文通商（株）

代表取締役
宮本 治郎 殿

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦



一般 建設業の許可について（通知）

令和 5年 7月 20日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、石川県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可（般 - 5）第 28932 号
許可の有効期間	令和 5年 8月 9日から 令和 10年 8月 8日まで
建設業の種類	
建築工事業 管工事業 機械器具設置工事業	電気工事業 内装仕上工事業 電気通信工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 10年 7月 9日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)